

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和5年7月26日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300076号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300056号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年7月14日から平成21年10月14日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成20年7月から平成21年8月までは9万8,000円から15万円、平成21年9月は10万4,000円から15万円とする。

平成20年7月から平成21年9月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年7月14日から平成21年10月14日まで  
私のA社に勤務した期間の標準報酬月額は、実際に支給された給与額より低く記録されている。

請求期間の給与支払明細を提出するので、標準報酬月額の記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、平成20年7月から平成21年8月までは9万8,000円、平成21年9月は10万4,000円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、日本年金機構の回答及び請求者から提出された請求期間に係る給与支払明細によると、請求者がA社から支払を受けた資格取得時及び標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額は、15万円の標準報酬月額に相当することが確認でき、当該標準報酬月額より低い標準報酬月額(平成20年7月から平成21年8月までは9万8,000円、平成21年9月は10万4,000円)に見合う厚生年金保険料(平成20年7月から同年8月までは7,348円、平成20年9月から平成21年8月までは7,522円、平成21年9月は8,166円)を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（平成20年7月から平成21年8月までは9万8,000円、平成21年9月は10万4,000円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であると認められることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

一方、上述の給与支払明細及び日本年金機構の回答により、請求者の報酬月額に基づく標準報酬月額（15万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（平成20年7月から平成21年8月までは9万8,000円、平成21年9月は10万4,000円）を超えていることから、平成20年7月から平成21年9月までの標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300082号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300057号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成27年7月21日から平成24年1月21日に訂正し、平成24年1月から平成26年8月までの標準報酬月額を28万円、平成26年9月から平成27年6月までの標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成24年1月21日から平成27年7月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和59年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年1月21日から平成27年7月21日まで

A社には平成24年1月21日に入社したが、平成27年7月21日に被保険者資格を取得するまで厚生年金保険に加入させてもらえなかった。入社後、事故により労働者災害補償保険の休業補償給付を受給したものの、請求期間に勤務(在籍)していたことは間違いないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社において、請求期間に請求者の雇用保険被保険者記録が確認できるところ、請求者から提出された給与明細書、賃金台帳(以下、併せて「給与明細書等」という。)及びタイムカード並びに同社の事業主及びB労働基準監督署の回答により、請求者は、平成24年1月21日に同社に入社し、当該期間に厚生年金保険被保険者資格要件を満たしていたと認められる。

しかしながら、請求者は、平成27年7月21日まで厚生年金保険に加入させてもらえず、請求期間に係る厚生年金保険料は控除されていなかった旨回答しているところ、A社の事業主は、請求者の請求内容どおりの届出を行っておらず、厚生年金保険料は控除していない旨回答している上、上述の給与明細書等によると、当該期間に係る厚生年金保険料は控除されておらず、当該給与明細書等に記載された給与支給額及び社会保険料額の各年の合計額は、請求者から提出された平成

24年分所得に係る市民税・県民税証明書の給与収入及び社会保険料控除の金額並びに平成26年分及び平成27年分給与所得の源泉徴収票の支払金額及び社会保険料等の金額と一致していることが確認又は推認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、請求者は、上述のとおり請求期間においてA社に勤務（在籍）し、厚生年金保険被保険者資格要件を満たしていたと認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成24年1月21日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を、上述の給与明細書等及び日本年金機構の回答により、平成24年1月から平成26年8月までを28万円、平成26年9月から平成27年6月までを30万円とすることが必要である。

ただし、平成24年1月21日から平成27年7月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。